



就学に関する制度 について

町田市教育委員会
教育センター就学相談担当

学区外通学制度

(通学区域緩和制度・就学指定校変更制度)

指定校以外の学校を希望できる制度です

- 指定校(通学区域)は住所によって指定があります
- 「通学区域緩和制度」と「就学指定校変更制度」があります
- 指定校以外の学校を希望できるのは原則として新1年生の4月入学時のみです
- 8月上旬に学務課からご案内の書類を各家庭に送付します
10月上旬の締切までに申請してください

※希望される方は、就学相談の進捗状況に関わらず締切までに必ず申請するようにしてください

※「資料4 学区外通学制度・就学時健康診断について」をご参照ください

※通常の学級の指定校は、まちだ子育てサイトでご確認ください

ホーム>年齢からさがす>小・中学生>通学、入学、転校>市立小・中学校の通学区域(学区)

特別支援学級の指定校

「資料1 特別支援学級指定校・特認校早見表(2026)」の見方

<例> 鶴川第一小学校の通学区域にお住まいの方

小学校	特別支援学級		
	知的障がい	自閉症・ 情緒障がい	肢体不自由
地域指定校			
鶴川第一小	藤の台小 鶴川中央小 忠生小 七国山小	本町田ひなた小 鶴川中央小 忠生小	町田第六小

通常の学級

→鶴川第一小学校

知的障がい学級

→藤の台小学校 または 鶴川中央小学校 または
忠生小学校 または 七国山小学校 の4校のうちから1校を選択

自閉症・情緒障がい学級→本町田ひなた小学校 または 鶴川中央小学校 または
忠生小学校 の3校のうちから1校を選択

特別支援学級の指定校を選択→学区外通学制度の申請は不要

※「資料1 特別支援学級指定校・特認校早見表(2026)」をご参照ください

学区外通学制度申請時の留意点

- 申請できる学校
 - 利用する制度によって人数制限(受入枠)がある場合や希望できる学校が隣接校のみの場合があります
 - 通学区域緩和制度の対象は、特別支援学級は知的障がい学級のみです
- 通常の学級と特別支援学級は、それぞれ1校ずつ申請できます

希望する学校に申請可能であるか(申請要件に該当するか希望校に受入枠があるか等)は、8月上旬に学務課より各家庭に郵送される案内でご確認ください

※「資料4 学区外通学制度・就学時健康診断について」をご参照ください



学区外通学制度の通学についての留意点

<通学路>

- 保護者の方は、お子さんと一緒に通学経路を確認し安全確保に努めてください



<通学費補助の対象>

・【通常の学級】

地域指定校もしくは教育委員会が定めた特認校に通学している方 ※距離要件があります

・【特別支援学級】

町田市内に住所があり、就学奨励費の認定を受けている方(学区外通学制度に関する詳細については「まちだ子育てサイト」をご覧ください)を、学務課へお問合せください

※「資料4 学区外通学制度・就学時健康診断について」をご参照ください

就学时健康診断

- 10月末から11月中に実施します
- 原則として会場は、通常の学級の地域指定校の小学校です
- 通常の学級の地域指定校ではなく、入学する小学校での受診を希望する場合は、**保健給食課に連絡してください。**
- 例外として、学区外通学制度を利用する場合は、入学が決まった小学校が会場となります
- 健康診断を受診した小学校と異なる小学校へ入学する場合は、健康診断の記録は、入学する小学校へ引継ぎます

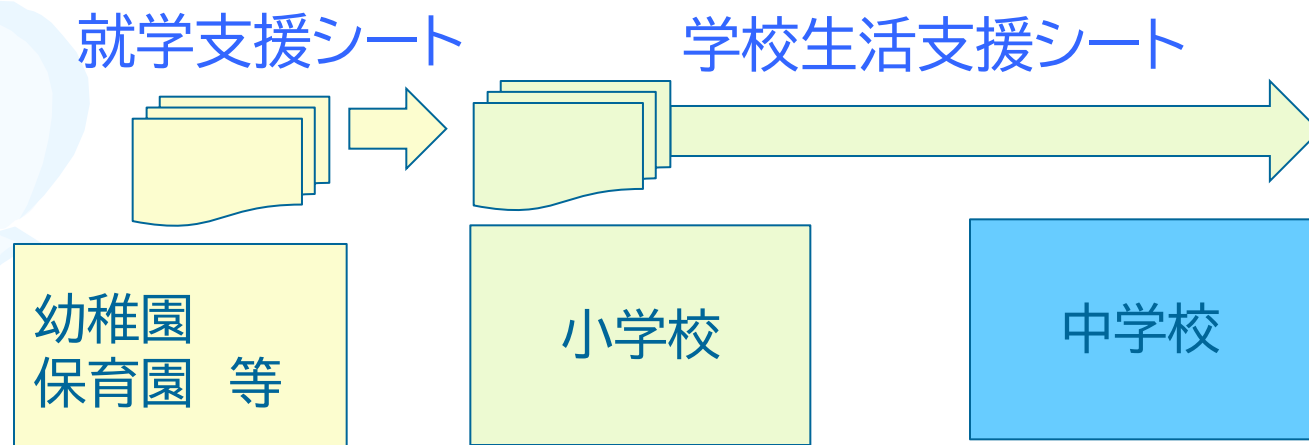
詳しくは、9月末～10月上旬に保健給食課から各家庭に郵送される案内でご確認ください



※「資料4 学区外通学制度・就学时健康診断について」をご参照ください

切れ目のない支援のために

お子さんや保護者の方の希望・願いを踏まえて、
資料を作成し、引継いでいきます



・作成と活用は、保護者の方と共に考え、進めていきます

就学支援シート

- お子さんの情報を就学相談の情報とは別に、小学校に引継ぐための資料です
- 就学相談を受ける、受けないにかかわらず、希望する方が作成できます
- お子さんの様子や、幼稚園・保育園、療育機関や家庭で大切にしてきたこと、小学校に引継ぎたいことを記入します
- 保護者、幼稚園・保育園、療育機関が連携しながら作成します
- 11月頃に幼稚園・保育園から配布、1月までに提出します

学校生活支援シート（個別の教育支援計画）

- 本人や保護者の希望・願いを踏まえて、教育、保健・医療、福祉等が連携し、お子さんを支援していくための資料です
- 小学校入学から中学校卒業までの学齢期の間、更新しながら引継いでいきます
- 作成と活用は、保護者の了解を得て、就学支援シート等も参考に、学校と共に考えて、進めていきます
- 特別支援学級に在籍またはサポートルームを含む通級による指導を受けるお子さんは、全員作成し、活用していきます